

介護老人福祉施設重要事項説明書

(西暦 2024年8月1日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5937-2160 (月～土曜日 午前9時～午後5時)

担当 大垣 苑子

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. おたきほうむの概要

1 施設の名称・所在地等

事業所番号	1371404243
事業所名	おたきほうむ
所在地	〒164-0003 東京都中野区東中野5-17-30

2 施設の職員体制

(1) 管理者	1名
(2) 医師	1名以上
(3) 機能訓練指導員	1名以上
(4) 介護支援専門員	1名以上
(5) 生活相談員	1名以上
(6) 介護職員	18名以上
(7) 看護職員	2名以上
(8) 管理栄養士	1名
(9) 事務職員	1名

3 施設の整備等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室	50 室＋ショート 6 室 (3F 桜山 12 室・上ノ原 10 室 2F 落合 11 室・住吉 10 室 1F 柏木 13 室)	洗面台・トイレ・タンス エアコン
合計	56 室	
浴室	6 室 (普通入浴 2 室、リフト入浴 3 室、特別浴槽 1 室)	[主な設置機器] 一般浴槽、リフト浴槽、シャ ワーバス機器、車椅子浴槽等
共同生活室	5 室	キッチン
医務室	1 室	

3. サービス内容

- (ア) 施設サービス計画の作成
- (イ) 食事
- (ウ) 入浴
- (エ) 介護
- (オ) 機能訓練
- (カ) 生活相談
- (キ) 健康管理
- (ク) 特別食の提供
- (ケ) 理美容サービス
- (コ) 介護保険関係の手続き代行
- (サ) 日常費用支払代行
- (シ) 趣味活動
- (ス) その他 等

利用料金

1 基本料金

利用料は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるもの（入所生活にかかる費用の1割または2割・3割の金額）と、利用者と施設の契約によって定める食事提供費及び居住費よりなり、利用者の要介護度、利用者負担段階、居室環境の違い等に応じて個々に設定された利用料の額を、表1及び表2に示します。

表 1

		料金（日額）／1割	料金（日額）／2割	料金（日額）／3割
要介護 1		730 円	1,460 円	2,190 円
要介護 2		806 円	1,612 円	2,418 円
要介護 3		888 円	1,776 円	2,664 円
要介護 4		965 円	1,930 円	2,895 円
要介護 5		1,040 円	2,080 円	3,120 円
夜勤職員配置加算Ⅱ1（1日）		30 円	60 円	90 円
看護体制加算Ⅰ1（1日）		6 円	12 円	18 円
看護体制加算Ⅱ1（1日）		14 円	28 円	42 円
栄養マネジメント強化加算（1日）		12 円	24 円	36 円
個別機能訓練加算（1日）		13 円	26 円	39 円
日常生活継続支援加算2（1日）		50 円	100 円	150 円
初期加算（1日）※		33 円	66 円	99 円
安全対策体制加算（1日）※		21 円	42 円	63 円
療養食加算（1食ごとの算定）※		20 円（3食分）	40 円（3食分）	60 円（3食分）
看取り介護体制加算※	死亡日以前45日以上31日以下	78 円	156 円	234 円
	死亡日以前4日以上30日以下	156 円	312 円	468 円
	死亡日の前日及び前々日	741 円	1,482 円	2,223 円
	死亡日	1,395 円	2,790 円	4,185 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ（1ヶ月）		（利用料+各種加算） × 14.0%	（利用料+各種加算） × 14.0%	（利用料+各種加算） × 14.0%
ADL維持等加算Ⅰ（1ヶ月）		32 円	64 円	96 円
ADL維持等加算Ⅱ（1ヶ月）		65 円	130 円	195 円
科学的介護推進体制加算Ⅰ（1ヶ月）		43 円	86 円	129 円
科学的介護推進体制加算Ⅱ（1ヶ月）		65 円	130 円	195 円
福祉施設個別機能訓練加算Ⅱ（1ヶ月）		21 円	42 円	63 円

※印の加算については対象者にのみ1日につき算定いたします。

表 2

	居室利用料 (1 日)	食事提供費 (1 日)
第 1 段階	880 円	300 円
第 2 段階	880 円	390 円
第 3 段階①	1,370 円	650 円
第 3 段階②	1,370 円	1,360 円
第 4 段階	2,066 円	2,000 円

※ ただし、入所後 30 日間は、33 円の負担増になります。

※ 入所期間中に入院、または外泊した場合の取扱について

介護保険分につきましては、所定の利用料に代えて 268 円/日 (外泊時費用) をご負担いただきます。ただし、1 月に 6 日を限度 (月またぎの場合は 12 日を限度) とし、入院又は外泊の初日及び最終日につきましては、所定の利用料のご負担となります。なお、居住費は徴収させていただくこととし、利用者負担段階 1～3 段階の方につきましては、外泊時費用算定期間は通常の負担限度額を、それ以外の期間は 2,066 円をご負担いただきます。ただし、入院又は外泊期間中に、居室を短期入所生活介護サービスとして供する場合は、居住費は短期入所生活介護利用者の負担となるため、居住費の徴収は行いません。

2 その他の料金

理美容代の実費・お祭り等の実費

日常生活物品の実費

管理手数料 (1,000 円/1 ヶ月)

3 支払方法

郵便口座引き落としの場合、翌月 17 日に自動引き落としとさせていただきます。
(再引き落としは 25 日となります)

※17 日、25 日が土日祝日の際は翌営業日となります。

現金の際は、翌月 17 日までに窓口にお持ち頂くか、お振込みとさせていただきます。

4. 入退所の手続き

1 入所手続き

入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の期間と同じです。ただし、入所要件が満たされていれば自動的に更新します。

* 詳細は生活相談員にお尋ねください。

2 契約の終了

契約の終了に関しては〔介護老人福祉施設契約書〕第 8 条 (契約の終了) をご参照ください。

5. 当該施設のサービスの特徴

1 運営方針

利用者のために真心のこもったサービス提供を第一に運営してまいります。

2 サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	有	
従業員の研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束の有無	有	廃止計画作成
その他		

3 施設利用のお約束

① 面会

面会については、週に1度程度はご家族、または入所された関係者の方
にお願いできればと思います。なお、夜間（20時以降）につきましては、
利用者に配慮するため、極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

② 外出、外泊

外出、外泊については出来る限り早めにお知らせいただき、遅くとも
前日午前10時までにご連絡いただければと思います。その際に詳細を
承ります。ただし3泊以上の外泊については、1週間前までには連絡い
ただきますようご協力をお願いいたします。

③ 飲酒

入所利用の際、生活相談員・看護職員とのお話し合いによって決める
ことといたします。

④ 喫煙

入所利用の際、生活相談員・看護職員とのお話し合いによって決める
ことといたします。

⑤ 宗教活動

当施設内での宗教活動は禁止とさせていただきます。

⑥ 金銭・貴重品の管理等

現金1万円程度を事務所預かりとし、別途規定による支払いを代行い
たします。個別に出納簿を作成して随時利用者もしくはご家族に確認し
ていただきます。

7. 緊急時の対応方法

利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。

	緊急連絡先
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

※協力病院は総合東京病院・中野江古田病院・新渡戸記念中野総合病院・中野共立病院とヤマザキ歯科です。

8. 非常災害対策

・ 発災時の対応

災害時に速やかに対応することができるよう、年2回以上の消防訓練が行われています。出勤の全職員が対応する形をとります。

夜勤帯につきましては、夜勤職員が対応いたします。特に非常時の避難誘導ができるようにしておりますが、適宜所轄消防署のご指導をいただきながら、万全の安全対策を講じます。

・ 防災設備

各居室にスプリンクラーの設置など、社会福祉施設設置に必要な防災設備を整えております。

・ 防災責任者

施設長が統括の責任者になっております。

9. サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設の利用者相談・苦情担当

担当 (生活相談員) 電話 03-5937-2160
FAX 03-5937-2163

② 法人全体の苦情担当

毎月1日(午後) 弥生ホーム1階相談室にて
担当 (生活相談員) 電話 03-5342-0820
FAX 03-5342-0920

③ その他

当施設以外に、区の相談・苦情窓口でも受け付けています。

- ・中野区役所 福祉オンブズマン室 電話03-3228-8757
- ・東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口 電話03-6238-0177

10. 提供するサービスの第三者評価

- ① 第三者評価 実施済み

- ② 実施した直近の年月日
2023年12月25日

- ③ 2023年度 第三者評価 評価機関名
一般社団法人特養ホームマネジメント研究所

- ④ 評価結果の開示状況
福ナビ とうきょう福祉ナビゲーション
<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

11. 法人の概要

名 称 社会福祉法人 ケアネット
代表者 理事長 鈴木 裕
法人所在地 〒164-0013
東京都中野区弥生町2-42-2
TEL 03-5342-0820

定款の目的に定められた事業

- ① 第一種社会福祉事業・・・特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
- ② 第二種社会福祉事業・・・老人デイサービスセンター（通所介護施設）
- ③ 第二種社会福祉事業・・・老人短期入所事業（老人短期入所施設）
- ④ 第二種社会福祉事業・・・小規模多機能型居宅介護事業

公益を目的とした事業

- ⑤ 地域包括支援センター
- ⑥ 居宅介護支援事業

施設名

- ① 特別養護老人ホーム弥生ホーム
- ② 老人デイサービスセンター弥生ホーム
- ③ 老人デイサービスセンターふじみ苑
- ④ 老人短期入所施設弥生ホーム
- ⑤ 小規模多機能ホーム倶楽部千代田會館
- ⑥ 本町地域包括支援センター
- ⑦ 弥生居宅介護支援事業所
- ⑧ 東中野居宅介護支援事業所
- ⑨ 特別養護老人ホームおたきほうむ
- ⑩ 老人短期入所施設おたきほうむ
- ⑪ 特別養護老人ホームさくらほうむ
- ⑫ 老人短期入所施設さくらほうむ

西暦 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

〒164-0003 東京都中野区東中野5-17-30

社会福祉法人ケアネット おたきほうむ

(事業所番号 1371404243)

代表者 施設長 川村 将大 印

説明者

氏名 印

私は、契約書および本書面により、施設から介護老人福祉施設サービスについての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印